

平成 3 0 年 3 月 2 0 日

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告
〔ポ ー ト ア イ ラ ン ド 市 民 広 場 指 定 管 理 者 〕

神戸市監査委員	谷	口	時	寛
同	吉	田	基	毅
同	壬	生		潤
同	平	井	真	千 子

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した平成 29 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

ポートアイランド市民広場指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成 28 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

平成 29 年 8 月 28 日～平成 30 年 3 月 20 日

3 監 査 の 方 法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) ポートアイランド市民広場（以下「市民広場」という。）

市民広場は、市民に多様な憩いと集いの場を提供し、都市における市民相互の交流及び市民の文化の向上を図ることを目的に設置された施設である。

所在地 神戸市中央区港島中町 6 丁目 9 番地の 2

施設概要 延床面積 10,708 m²

内 容 中央広場、モニュメント広場、回廊、陶と水のモニュメント、時を告げるモニュメント、画廊「ポルティコ」、地下駐車場等

使用時間 中央広場、モニュメント広場、画廊 午前 9 時～午後 9 時

地下駐車場 入場時間 午前 7 時 30 分～午後 9 時 30 分

出場時間 午前 7 時 30 分～午後 10 時

施設開設年月日 昭和 57 年 2 月

(2) 指定管理者及び選定理由

指定管理者 国際ライフパートナー株式会社（以下「会社」という。）

選定理由

みなと総局指定管理者選定評価委員会において、応募者から提出を受けた提案図書について、申請者に関する項目、地域経済の活性化に関する項目、事業計画等を選定基準に基づいて審査を行い選定された。

(3) 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、市民広場、画廊、地下駐車場の運営、施設の維持管理業務等であり、主な業務量の比較は第 1 表のとおりである。

第 1 表 業務量の比較

(単位 比率：％)

項 目	平成28年度	平成27年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
広 場 利 用 件 数	44件	32件	12件	37.5
画 廊 利 用 件 数	8件	8件	0件	0.0
駐 車 場 利 用 台 数	49,175台	49,288台	113台	0.2

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料の比較は第2表のとおりである。

第 2 表 指 定 管 理 料 の 比 較
(単位 金額：千円，比率：％)

	平成 28 年 度		平成 27 年 度		対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
指 定 管 理 料	51,145	100.0	50,987	100.0	157	0.3
(うち修繕費)	(5,140)	(10.0)	(5,115)	(10.0)	(25)	(0.5)

修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり，年度終了後精算している。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は，学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され，その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成 28 年度の総合評価は 5 段階評価（AAA，AA，A，B，C）のうち，AA（運営内容が目標や計画・過去実績等をやや上回っている）となっており，その所見は，努力や工夫の跡もみられ，駐車場利用台数は前年度より微減（過去最低）しているが，広場利用件数は大幅増加しているなどとなっている。

5 監 査 の 結 果

市民広場の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果，条例・指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが，事務の一部について，下記のような改善を要する事例があった。

本市所管局においては，今後，適正な事務処理に努められるとともに，指定管理者が適正な事務処理を行うよう指導されたい。

なお，平成 28 年度の市民広場の利用については，指定管理者がフリーマーケット等の誘致・開催等利用促進に努めた結果，利用件数は大幅に増加した（第 1 表参照）。しかし，駐車場の利用は低迷しており当年度の駐車場の利用台数は，指定管理者制度を導入した平成 18 年度の 7 割弱，使用料収入は約半分の水準にとどまっている。

本市所管局は，周辺施設の動向にも留意し利用者のニーズを十分把握したうえで，条例の改正も視野に入れながら駐車場の利用促進に努められたい。また，指定管理者とともに引き続き市民広場の利用促進及び安全かつ円滑な運営の確保に努め，市民相互の交流及び市民の文化の向上を図るといふ本施設の役割を果たしていくことにより，ポートアイランドの活性化に貢献していきたい。

(1) 指摘事項

収入金を専用口座で適正に管理すべきもの

協定書によると指定管理者は、市民広場の運営や維持管理に関する業務等を行い、その詳細については管理の基準等に定めるとされている。

協定書及び管理の基準によると、指定管理業務として徴収した収入金については、本市に帰属するものとなっており、収入金を収納したときは、その経理を明らかにするとともに予め市に届け出た専用口座に日々入金しなければならないこと、収入の記録は真正かつ正確かつ明瞭なものでなければならないこと等が定められている。指定管理者は、収入金の記録について出納簿を兼ねた通帳により行っているが、使用料の収入金額（許可書・報告書）と専用口座への日々の入金額が異なっている下記の事例があった。

- ・ 広場使用料収入の一部を専用口座に入金せず、本市に払い込んでいる事例

	日付	収入金額（円） （許可書・報告書）	日付	専用口座入金額 （円）
広場使用料	平成29年1月6日	134,743	平成29年1月6日	107,759

- ・ 専用口座に入金済みの広場使用料収入の過納分を入金前の駐車場使用料収入から返金している事例

	日付	収入金額（円） （許可書・報告書）	日付	専用口座入金額 （円）	差額
広場使用料	平成29年2月6日	134,743	平成29年2月6日	165,806	31,063
駐車場使用料	平成29年2月8日	23,100	平成29年2月9日	17,957	5,143
駐車場使用料	平成29年2月21日	65,700	平成29年2月22日	39,780	25,920

- ・ 駐車場使用料収入（1日サービス券30枚販売分）を2回に分けて入金している事例

	日付	収入金額（円） （許可書・報告書）	日付	専用口座入金額 （円）
駐車場使用料	平成29年3月10日	27,000	平成29年3月14日	18,000
			平成29年3月23日	9,000

- ・ 専用口座に入金された自主事業収入を入金前の駐車場使用料収入で精算している事例

	日付	収入金額（円） （許可書・報告書）	日付	専用口座入金額 （円）	差額
広場使用料	平成29年3月14日	208,077	平成29年3月14日	229,677	21,600
駐車場使用料	平成29年3月15日	21,750	平成29年3月15日	150	21,600

指定管理業務外の収入金の請求は別に請求し、振込先は専用口座以外の口座を指定することを徹底する等、専用口座では、指定管理業務の日々の収入金のみが明確に記録され、本市に帰属する収入金が通帳で適正に管理されるよう指定管理者を指導すべきである。

駐車場使用料を適正に徴収するべきもの

地方自治法では、公の施設の使用料に関する事項は条例で定めなければならないと定められている。市民広場の駐車場使用料について、本市ではポートアイランド市民広場条例において、普通駐車料金（1時間までごとに150円）、定期駐車料金（1箇月につき30,900円）、回数駐車料金（1冊（150円券22枚）につき3,000円）と定めているが、指定管理者は特定の利用者に対して、営業時間内に駐車できる1日サービス券を平均的な駐車時間を想定した900円で下記のとおり販売していた。

本市所管局は、条例に基づき適正に駐車場使用料を徴収するように指定管理者を指導するべきである。

（事例）販売実績（平成28年度）

販売先	販売枚数(枚)	金 額 (円)
A	530	477,000
B	66	59,400
C	24	21,600
D	18	16,200
合計	638	574,200

施設・設備管理台帳の整理を適正に行うべきもの

協定書の仕様書によると指定管理者は、施設・設備管理台帳の作成（電子データ）及び整理（修繕・保守・点検の記録等）を行い、修繕・保守・点検等の完了後ただちにその内容、完了日、施工業者等を台帳に記載することとされている。

指定管理者は、台帳（設備機器一覧表）を作成していたが、仕様書で指定されている修繕・保守・点検の履歴やその内容、完了日及び施工業者等については一切記載していなかった。

本市所管局は、仕様書に基づき適正に台帳の整理を行うように指定管理者を指導するべきである。

（事例）施設・設備管理台帳の整理等が行われていない事例

種 類	内 容
修繕の記録	湧水ポンプ交換，湧水槽改造，からくり時計油圧装置修繕（28年度実施）
保守点検の記録	受変電設備，他各施設
更新の記録	料金所エアコン（28年度更新），エレベーター（27年度更新 - 台帳未作成）

施設の維持管理を適正に行うべきもの

管理の基準によると、指定管理者は広場のイベント等の開催に応じ、臨時トイレを開閉し、使用後は適宜清掃することとされており、また管理の基準の別紙業務基準書によれば、市民広場の清掃業務の中に臨時トイレを含むトイレの清掃が挙げられている。

指定管理者は、イベント開催等にして臨時トイレを開放する場合、広場の使用者（イベント会社）から下記のとおり臨時トイレ清掃費を徴収し、会社の収入としていた。

本市所管局は、協定書等に基づき適正に臨時トイレの清掃を指定管理業務として行うよう指導するべきである。

（事例）

徴収先（イベント会社）	臨時トイレ開放日	単価/日（円）	徴収金額（円）
E	28年9月2～5日のうち3日	10,800	32,400
F	29年2月14～19日のうち4日	10,800	43,200
G	29年3月17～19日のうち2日	10,800	21,600

凡 例

- 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。